

2024年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2024年12月6日(金) 10:30

◎藤沢かよ議員の一般質問疑(60分)

1. 投票権の保証について
2. 農家への支援について
3. 小倉南区東谷地域の公共交通の課題について
4. 公文書作成と開示について



藤沢かよ議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 行政委員会事務局長
- 保健福祉局長
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 総務市民局長
- 藤沢議員
- 総務市民局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市戦略局長

- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員
- 都市ブランド創造局長
- 藤沢議員

藤沢かよ議員の一般質問

日本共産党市議団を代表し私の最後の一般質問を行います。6期24年にわたり主権者である市民の皆様に依拠した、そして市職員の皆様、執行部の皆様、わが会派を含め市議会事務局の皆様に支えていただいたの議員活動でした。この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

1. 初めに投票権の保障について2点質問します。

1点目に、投票に行きたくても行けない人達の投票権の保障についてです。

今回施設入所の知人の期日前投票に付き添いました。66人入所の施設ですが施設内では投票できず、介護タクシーで車いすを使って、小倉北区役所へ出かけました。行ってみなければ気が付かないことがたくさんありました。投票所は東館8階ですが、車いす利用者の駐車場は奥の西館にあり、動線が長いのです。

本市選挙管理委員会は郵便投票の基準緩和を国に求め、期日前投票所を増やす、施設や病院に対し、不在者投票施設への登録の呼びかけをしていると、過去に議会で答弁していますが、高齢化は待ったなしです。

そこで1点目に、1つ1つの投票所をつぶさに点検し、駐車場から投票箱までの動線を短くするなど環境改善を求め見解を伺います。①

2点目に、小倉南区は面積が広く山間、谷間に集落が点在しており、移動が困難な方が多いため、市営交通と協力し移動期日前投票所の実験をするよう求めます。今年1月と8月に、茨城県つくば市で、投票箱が自宅の前まで来るオンデマンド型実証実験が行われました。総務省のHPによれば移動期日前投票所については、全国48自治体の事例が紹介されています。高齢者や障がい者だけでなく若い人向けに学校に出向く事例もあり、それぞれの地域特性に応じて工夫を凝らしていることがよく分かります。このような事例を参考にして、小倉南区でも市営交通と協力した移動期日前投票所の実証実験を行うべきと考えますが、答弁を求めます。②

2. 次に農家への支援について2点質問します。

昨今の諸物価高騰に加え、今夏は店頭から米が消え、新米が出るまでと待っていたら値段が今年の1.5倍に跳ね上がる事態となりました。私のところにも、「米がない」「高くて買えない」という困惑の声が何人もの方から届きました。新米が出回り、改めて米が身近に手ごろな価格であるというありがたさが当たり前ではないのだと思い知らされました。世界の

紛争・戦争が物流にもたらす影響、そして気候変動による生産の危機は、お金さえあれば、食糧・農産物は外国から買えるというのは幻想だったということを示しました。国連機関は世界的「飢餓」の警告を発し、「世界で最初に飢えるのは日本」という衝撃的な本も出版されています。

このような事態を招いた根本原因は、長期にわたって農家に減産を強い、米の需給と価格の安定への政府の責任を放棄してきたことにあります。全国の米農家は低い米価と農業資材の高騰で、離農が急激に進みましたが、政府は何の対策も講じず、生産者を苦しめてきました。

わが国は、食料自給率38%と世界でも最低レベルです。2019年から28年まで国連は「家族農業の10年」をスタートさせ、各国に支援を呼びかけていますが、その真っ最中の今年、国は食料・農業・農村基本法を改悪し、国としての食料自給率の目標を事実上投げ捨ててしまいました。稲作農家はこの20年余で60%まで減少し、70歳以上の農家が59%を占めています。この30年、昨年度まで米価は下落を続け、農家の労働の時給は計算するとわずか10円です。

本市は、現在進行中の2022年度～2026年度までの農林水産業振興計画において、農林水産業の生産額の目標を80億円と掲げており、一経営体当たりの生産金額は農業で20%向上の目標ですが、コロナの影響もあり、2021年度から2023年度にかけて農業生産額は43億円から37.9億円に減少しています。国の農政を根本的に改める必要がありますが、市として出来る支援を積極的に取り組むべきです。

市内の農家は、学校給食の地元産野菜の大事な供給源の1つであり、子どもたちの食育にとって生産者との交流や食の安全、地元の食文化を学ぶ機会が身近に存在することはとても重要です。小倉南区ではタケノコのブランドも守っていかねばなりません。お話を聞く機会があった70代の専業農家のご夫婦の後継者がいないという悩みは深刻です。

そこで1点目に、本市の農業経営体を増やし、耕地面積を減らさないこと、後継者不足の課題に市はどんな支援ができるのか、答弁を求めます。③

2点目に、今回の米不足や米価高騰に国や県を待たず、消費者に向けても市が対策を考えるべきです。それは農業振興、農家支援につながります。そこで、生活困窮世帯に対して、各区の保護課や、いのちをつなぐネットワークコーナー、子ども・家庭相談コーナー及び児童相談所など関係部局と連携して対象を把握し、市が生産者から買い取った米を例年並みの価格で販売するなど、市独自の支援策を求め見解を伺います。④

続いて、3. 小倉南区東谷地域の公共交通の課題について1点質問します。

小倉南区東谷地域を運行してきた西鉄バス筑豊の田川快速小倉線が廃止となり、歴史的に深いつながりを持っている香春町・田川市と小倉は金辺トンネルで寸断され、住民の移動は大きな制約を受けることになりました。

住民の足を守る取り組みは、地域、交通事業者、北九州市と3者の協力で、金辺トンネルの小倉南区側は、西鉄バス北九州がバスを小型化し、路線を短くして走行、西鉄バスが走行しない区間は、勝山タクシーがおでかけ交通を走らせることになりました。現在、勝山タクシーがおでかけ交通の回数券を発行しておりますが、おでかけ交通は、運行開始当初より利

用客が減っています。いつまでおでかけ交通が維持できるのか、利用者の心配の声も聞かれます。もっと乗りやすくするため、様々な改善をする必要があります。

改善点としては、まず運賃です。始発から終点までどこから乗っても1回600円です。わが党がこのほど実施した「市政アンケート」の返信をご紹介します。「片道に600円、往復に1200円も使って普段使いができると思いますか？大体こんなに高いコミュニティバスって存在するんでしょうか？」とあり、市民が日常で使うには金額が高いと感じていることが分かります。

また、この沿線で住民が集まるのは、買い物のできるケンちゃんの村の外は、東谷出張所、東谷市民センターと東谷興農会です。「東谷興農会前」のバス停は実際の興農会前ではなく、旧国道で運行されていた西鉄のバス停となっています。住民が集まる3施設付近への停留所の位置の変更や、運行時間帯を市民センターの活動時間や行事に合わせるなどの改善が考えられます。

そこで、運賃、運行時間帯、バス停の位置など市が利用者のニーズをきめ細かく調査し、おでかけ交通のさらなる利便性を図るべきと考えますが、答弁を求めます。⑤

4. 最後に、公文書作成と開示について4点質問します。

政策の意思決定過程の検証をするために公文書の作成と開示は大変重要です。この間本市の姿勢が問われて世界から注目を集めていると言っても過言ではない、初代門司駅遺構の保存問題をめぐり公文書の在り方が1つの焦点となっています。

本年7月11日に北九州市が文化庁に出かけ「状況説明」を行った報告についての公文書が開示されました。開示請求者から提供された文書を元に4点質問します。

本市・同行した福岡県・文化庁、3者が同席した会議の記録が3者3様に開示されました。それぞれ内容は、A4・1枚の簡単なものですが、本市の文書は、市からの説明事項を除き、「説明後の文化庁の主なコメント」として3項目、120字の短いもので、「県から情報提供を受けている」「しっかりと調査されていることが分かった」などの簡単な所感のみで、市と文化庁がこれまでの経緯や今後の課題、その解決策についてどのように考えているかが全く分かりません。一方、県の文書では市と文化庁の主張内容がそれぞれ具体的に示され問題の所在が明らかです。

県文書は本市の説明について、複合公共施設の代替地や設計変更は、「費用と期間の関係で、総合的な判断で設計変更を断念した」、市民への説明は、「説明会や市報を通じ、しっかりやっていきたい」とし、また文化庁の発言については「中世以前の遺構は法的な保護の対象。しっかり調査する必要がある」「有識者の意見を聞く機会を設けないのか。有識者の意見を聞き検討の過程をオープンにしていた方がよい」としています。

文化庁文書は、「主なやり取り」として、発言者の応答が5点にわたり示され、「高輪築堤」で「JR東日本が有識者会議を設置し、発掘の仕方や遺構の取り扱いについてオープンにしながらか行政と調整しながら開発を進めている」例を紹介、「参考に」と提案しています。また文化庁文書には本市の反省の弁が記されています。「情報をオープンにする意識が薄かったため、マスコミ等を通じて市民や有識者等の誤解を招いた。その反省を踏まえ、数か月前から情報提供や情報公開を積極的に行っている」とあります。このような内容は、市の文書

には記載されていません。

そこで1点目、なぜ同じ会議の報告でありながら、本市の文書では現在の課題や、それに対する解決策の検討内容が全く分からないのでしょうか。これでは検証ができません。市民や後世に向けて、具体的な協議内容を記した報告文書をわかりやすく作成すべきなのは当然と考えますが、答弁を求めます。⑥

2点目、県文書の文化庁コメントにある「中世以前の遺構は法的な保護の対象。しっかり調査する必要がある」についてはどう対応するのか、答弁を求めます。⑦

3点目に、文化庁文書にある、「有識者や市民の誤解を招いた」とし、「情報提供や情報公開を積極的に行っている」という本市の反省についてです。意思決定過程の透明性や説明責任を果たす決意表明とも受け取れます。その後どんな取り組みを行ったのか、併せて市民等の誤解の原因がマスコミにあるような記述についての見解を求めます。⑧

4点目、教育委員会の文化財保護についての権限です。世界遺産となるべき文化財保護より、複合公共施設工事着工優先の市長の姿勢に対し、都市ブランド創造局はストップをかけられません。文化財保護の権限が教育委員会から市長部局に移り、市長部局は補助執行の役目を担うことになりましたが、あくまで文化財保護の権限は教育委員会にあります。都市ブランド創造局に任せていたのでは、本市の文化財は守れません。

都市ブランド創造局の前身市民文化スポーツ局（2024年度改組）は、城野遺跡や八幡市民会館の保存を願う市民の期待を裏切りました。そして今度は初代門司駅遺構問題では世界に顔向けできない破壊へと突き進んでいることに、怒りを覚えずにはられません。埋蔵文化財センターの八幡市民会館への移転方針もどこで決定したのか公文書は存在しません。いずれも北九州市民の財産と言うにとどまらない国民の財産です。壊してしまえば、北九州市の歴史に汚点を残すこととなります。いずれ歴史の審判が下るでしょう。

都市ブランド創造局はこれまで一貫して複合公共施設工事優先、開発優先の立場で発言し続けてきました。市長の代弁者にすぎません。文化財行政を教育委員会に戻すべきです。答弁を求めます。⑨

以上で第1質問を終わります。

藤沢かよ議員の一般質問 答弁と再質問

[農業支援について]

■市長

まず最初に、藤沢議員の多年にわたる市政のご貢献に心から感謝を申し上げたいというふうに存じます。

その上で、農業支援につきまして、まず、北九州市の農業経営体を増やし、耕地面積を減らさない、後継者不足の課題に対しての支援をというお尋ねがございました。

人にとって食べることは、健康を維持し、家族や友人とのコミュニケーションを活性化するなど、生きていく上で欠かすことができない役割を担っております。

この食の基盤となっている農林水産業は持続可能性の本丸の1つであり、その環境、人材、仕組みを守り、引き継いでいくことは大変重要と考えております。

こうしたことから、北九州市では、令和4年に北九州市農林水産業振興計画を策定いたしまして、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘の項目のうち、まず農業経営体の確保につきましては、1つには、農政事務所での個別相談や新規就農セミナーへの出店、2つ目には、総合農事センター等での農業技術研修、3つ目には、収納直後の経営確立を支援する経営開始資金の交付などを実施しているところであります。その結果、令和4年度以降、29の方が新たに就農したところでございます。

次に、後継者不足につきましては、北九州市独自の取り組みとして、令和2年度から農業経営継承農家支援金事業を実施しております。

この事業は、発展的な農業経営を志し、地域農業のリーダーを目指すものとして、農業委員会から推薦を受けた後継者の方に、3年間で最大240万円の支援金を交付するものでございます。

これまでに10の方がこの事業を利用し、各種研修会への参加のほか、地域活動にも積極的に取り組んでおられ、中にはJAの生産グループのリーダーとなる農家も出てきているところであります。

最後に、農地の確保について、北九州市では、耕作されていない農地をリスト化いたしまして、その情報を就農希望者等に提供する取り組みを新たに進めることといたしております。

今後とも、このような取り組みを通じまして、明日の北九州市の農業を支える担い手の確保や農地の活用に取り組ましまして、持続的で活力ある農業を推進してまいりたいと考えております。

[小倉南区東谷地域のお出かけ交通支援について]

次に、小倉南区東谷地域のお出かけ交通支援を、運賃、運行時間帯、バス停位置などきめ細かく調査をし、さらなる利便性を図るべきとのお尋ねございました。

田川快速小倉線の代替路線であった西鉄バス北九州の東谷徳力線の山ヶ迫以南の廃止に伴いまして、新たに公共交通空白地域が生じることから、運航経費の一部など北九州市が支援するお出かけ交通を令和5年4月から運行しているところであります。

運行にあたりましては、地域のニーズを可能な限り取り入れるため、地域や交通事業者の皆様と協議を重ね、利用しやすい運航計画となるよう、1つ目に、運航区間は、徳力公園までとなっていた行き先を守恒の商業施設まで直接アクセスできるように設定。

2つ目に、運賃は、頂吉越から守恒まで運行すること、ワンマン運転による運賃収受となることを踏まえ、1乗車600円、小学生以下は300円の均一料金とし、合わせて利用者のご負担を軽減するため割引回数券を発行する。

3つ目に、停留所は、西鉄のバス停を基本に、地域から要望があった病院の前などを追加するなど、きめ細かく地域の意向を反映したところでございます。

運行の開始後、利用状況を確認する中で、東谷地区内での移動が少ないことや、夕方の便や日曜日の利用が少ないことがわかったことから、地域や交通事業者の皆様と協議を行いまして、1つ目に、東谷地区内に限定した新たな割引回数券の発行による利用促進、2つ目に、利用実態に即したダイヤへの見直しに取り組んだ結果、収支の改善が図られ、運行の継続につながっております。

現在、地域との協議を継続する中で、市民センターなど住民が集まる施設へのルート変更についてのご提案もありまして、検討を始めたところでございます。

今後も、運行時間帯など利用者の皆様のニーズを捉え、適切に対応してまいります。引き続き、地域、交通事業者、北九州市の三者で連携して、東谷地区の皆様にとって使いやすい交通となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私から以上でございます。残りは関係局長等からお答えいたします。

[投票権の保証について]

■行政委員会事務局長

私からは、投票権の保証について、2つの質問に順次ご答弁いたします。

まず、投票所を1箇所ずつ点検し、駐車場から投票箱までの動線を短くするなど環境改善を求め、見解を伺うとのご質問にご答弁いたします。

高齢者や障害のある方を含め、有権者の方々に投票所に足を運んでいただくため、投票に行きやすい環境づくりを進めることは重要と考えております。

そのため、北九州市では、238箇所の当日投票所をバランスよく設けるとともに、期日前投票所を各区の拠点となる区役所、出張所にも設置することを基本とし、出張所においては時間延長も行っております。

また、次回の北九州市議会議員一般選挙におきましては、商業施設等における期前投票所を全区に拡大し、日数も延長することとしております。

投票所におきましても、より投票しやすい環境となるよう、各投票所の状況に応じて、これまで、段差解消のための仮設スロープの設置、車椅子の配備、夜間の安全確保のための仮設照明の設置などを行ってまいりました。

加えて、投票所となる建物のできるだけ近い場所に駐車スペースを設置することや、学校の入口を複数設けるなど、投票所までの動線がよりスムーズとなるよう、必要に応じ施設の管理者と個別に協議を行い、改善を図ってまいりました。

さらに、小学校の中には体育館から段差の少ない特別教室へ投票所を変更するなど、有権者の利便性が高まるよう1つ1つの投票所の見直しを絶えず行っております。

また、建物の構造上スロープが設置できないなどの制約がある場合は、投票事務従事者の介助により対応しているところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、施設管理者と連携を取りながら、高齢者や障害のある方が安心して投票所に足を運んでいただけるよう、引き続き投票環境の改善を進めるとともに、1人1人に寄り添った丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、他自治体の事例を参考に、市営交通と協力し、小倉南区で移動期日前投票所の実証実験を行うべきとのご質問にご答弁いたします。

移動期日前投票所は、投票所へ交通手段の確保が難しい有権者のために、投票箱や記載台などを設置したえ、小型バスなど車両を活用いたしまして地域を巡回することで、投票管理者や立会人などが同乗した車内で投票することができる手法でございます。

総務省のホームページに紹介されている通り、投票所の統廃合などにより投票所までの距離が遠くなった有権者の投票機会の確保など、いくつかの理由により移動期日前投票所に取り組む自治体があることは承知をしております。

また、つくば市においては、本年10月に行われた市長選挙での導入を目指して、対象者の要件を絞った上で、自宅を巡回し、車内で投票を可能とする移動期日前投票所を実証実験として実施をしたことは承知をしております。しかし、あの郵便投票などほかの投票方法もあるとの理由から、市長選での導入は時期尚早として見送ったという風に聞いてございます。

選挙管理委員会といたしましても、高齢者や障害のある方の中には投票所まで行くことが困難な方がいらっしゃることは認識をしております。

一方で、こうした方に対し移動期日前投票所を活用した移動支援を導入することは、公平性や公正性の観点からどういった方を対象とするのか、投票場所や巡回ルートをどのように選定するのかなどの課題がございます。

そのため、現在のところ、市営交通を利用しての小倉南区における実証実験を含めて、移動期日前投票所の導入は予定をしていないところでございます。

現在、移動支援などの相談があった場合には、介護保険制度の訪問介護サービスや、送迎ボランティアの協力を得て行っております社会福祉協議会のシルバーひまわりサービスなど、利用なサービスをご案内しております、引き続き広く周知をしてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

[生活困窮世帯に対し市が生産者から買い取った米の販売支援について]

■保健福祉局長

次に、私からは、農業支援についてのうち、生活困窮世帯に対して、市が生産者から買い取った米を例年並みの価格で販売するなどし、独自の支援策ができないかというお尋ねにご答弁申し上げます。

生活困窮者への支援は、相談者お1人お1人の状況に寄り添いながら、自立に向けて継続的に行うことが重要でございます。

そのため、北九州市では、区役所の命をつなぐネットワークコーナーを相談窓口としまして、就労や家計、住まい等に関する包括的な支援である生活困窮者自立支援事業に取り組んでおります。

また、区役所の各窓口で相談支援を行う中、次の支援までの間に緊急的に食糧支援が必要な場合は、命をつなぐネットワークコーナーが連携するNPO法人につなぎまして食糧支援を実施しております。令和5年度は323世帯の緊急支援につながりました。

さらに、令和4年度から、市独自の取り組みとしまして、食料配布を通じて市内のさまざまな支援機関におつなぎするフードサポート北九州を実施しております。

令和5年度は、AIMやウェル戸畑の大規模会場で開催します拠点型と、市民センター等の9カ所で開催する地域交流型等を合わせまして1,475セットの食料を配布し、68世帯を支援機関への相談にお繋ぎをいたしました。

今年度も、12月21日にコムシティ、22日にウェル戸畑で拠点型を開催し、地域交流型を市内10カ所で実施する予定でございますが、食料支援の中で米の配布は予定をしておりません。

なお、議員ご提案の、地方自治体が米を直接買い入れ、異なる価格で販売するという形で米の流過程に介入することは考えておりません。

いずれにしても、北九州市としましては、生活困窮世帯に対し食糧支援を含めた事業を独自に実施しており、引き続き、支援関係機関とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

[公文書の作成と開示について]

■都市ブランド創造局長

最後に、私の方から、公文書の作成と開示について順次お答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、文化庁への訪問時の具体的な協議内容を記した文書を作成すべきではないかという点、それから文化庁訪問後の情報提供に関する取り組みについて、また市民との誤解の原

因がマスコミにあるような記述についての見解についてお答えをさせていただきたいと思
います。

今年の7月、これまでの経過も含めて現状報告のため県とともに文化庁を訪問いたしまし
て、これまでの状況と今後の進め方につきまして、市民説明会資料や調査所見などに基づい
て説明をさせていただきました。

この面会につきましては、訪問時文化庁から埋蔵文化財行政は自治事務であるとの発言が
あり、また、その後の文部科学大臣の記者会見においても、遺構の保存も含め、埋蔵文化財
行政は自治事務であると明言されていることから、情報共有を趣旨として応じていただいた
ものと認識をしております。

その上で、文化庁からは、埋蔵文化財の取り扱いについて、他都市の事例を参考情報とし
てご提供いただいたものでございます。

なお、協議内容や文化庁からのコメントにつきましては、配布資料、当日配布した資料と
ともに記録として残してございます。

また、市民などへの情報提供につきましては、文化庁訪問以降に、まず北九州市のホーム
ページでの掲載情報で情報を発信しております。市民説明会の資料でありますとかFAQの
掲載などを行っております。

また、市政だより8月15日号での門司港地域複合公共施設整備事業などの紹介の記載、
また発掘調査の現地説明会の開催を2回開催しております。さらに、文化財保護審議会の委
員による現地視察も行っております。

こうしたことを実施しまして、整備事業と併せて遺構の発掘調査の状況について丁寧な説
明を行ってきたところでございます。

なお、文化庁が作成されたという文書に、市民との誤解の原因がマスコミにあるような記
述がなされていたとのご指摘につきましては、その文書の確認ができておりませんので真意
は不明であります。いずれにせよ、マスコミに責任があるような趣旨の発言をしたという
認識はございません。

門司港地域に点在しております公共施設の老朽化対策は待ったなしの状況でありまして、
市民の安全、安心が第一との考えのもと、北九州市は複合公共施設の整備を予定通り現地で
進めるとの方針を決定いたしました。

文化庁、県に対しましてもその旨を伝えておりまして、北九州市の方針についてはご認識
をいただいているものと考えております。

今後とも、必要な連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、文化庁の中世以前の遺構は法的な保護の対象、調査の必要があるとの意見にどう対
応するのかというお尋ねです。

埋蔵文化財の発掘調査は、通常、地面の上側の新しい時代の遺構から下側の古い時代の遺
構にかけて掘り進めながら調査を行うものでございます。

今回の調査におきましても、上側の昭和、大正時代の遺構を調査した後に、下側の明治時
代の遺構の調査を行っているということです。

議員ご指摘の中世以前の遺構につきましては、これらの昭和、大正時代や明治時代の遺構
のさらに下層に埋まっているものでございます。

令和5年度の発掘調査におきましても、旧門司駅が建設される以前の地層から中世以前の
ものと思われる土器や陶磁器などの遺物が出土いたしましたが、これらは川や海的作用によ
って周囲から流れ着いたものであるとみられます。

また、令和6年度の発掘調査におきましても、複数の箇所近代の遺構よりも下層を掘削して遺構の有無を確認しております。

また、調査の終盤では、機関車庫跡の側面を広い範囲で掘り下げて、その下層の調査も行いました。

その結果、令和6年度の発掘調査におきましては、細かな土器の破片などの遺物が出土しましたが、中世以前の明確な遺構は確認をされていないという状況でございます。

このように、旧門司駅関連遺構の発掘調査では、中世以前の遺構につきましてもしっかりと調査をし、適切に対応しているところでございます。

最後に、文化財行政を教育委員会に戻すべきというお尋ねにお答えいたします。

北九州市では、文化芸術の振興をまちのブランド力向上につなげるとともに、市民による文化芸術活動をより一層活性化させることを目的といたしまして、平成24年度から、美術館の管理運営事務等とともに、文化財の保護に関する事務につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則に基づきまして、都市ブランド創造局長等の職員に補助執行させております。

都市ブランド創造局は、一般事務員に加えまして、文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということ、スポーツ、エンターテインメント等も所管しており、文化芸術の魅力を生かした多様な取り組みができる部署であるということなどから補助執行させることとしたものでございます。

一方で、全国的な動きといたしまして、平成30年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、文化財保護行政は市長部局に全て委ねることができるということになりました。

こうしたように、文化芸術のまちのブランド力向上に活かすという方針や世の中の趨勢を考えますと、北九州市におきましては、文化財行政を教育委員会に戻すことは考えておりません。答弁は以上でございます。

【第二質問】〔初代門司駅遺構の保存問題に関わる公文書について〕

○藤沢議員

はい。答弁ありがとうございました。残された時間は第2質問させていただきます。

で、色々お答えいただいたんですが、私は、これまで本会議で求めてきた質問、今日の最後の一般質問も同様に市民の声に依拠したものです。

投票権、交通権、そして主食の米が脅かされていることから、生存権におよび今の市民の現状は、憲法に保障された市民の基本的な権利が脅かされていると言っても過言ではないと、この間痛感してまいりました。

今日の答弁も同様です。そして、私自身の質問にも入れたんですが、昨日までの今議会の答弁で何回も聞きましたね。

待ったなしの課題。

すぐに取り組んでいただけるものとして、私も待ったなしの課題として、今、投票権や交通権、そして農業支援、そうした課題について要望をしておきたいと思っております。

そこで質問なんですが、初代門司駅遺構の保存問題に関わる公文書について数点質問させていただきます。

公文書は、民主主義の根幹を支える国民の知的共有財産とされています。北九州市の公文書は市民の知的共有財産です。

そこで、まず公文書の作成についてです。三者が同席した会議の記録文書が全く違うこと、県、市、文化庁の文書作成が非常に興味深いです。大元は公文書等の管理に関する法律があります。官庁や自治体、そこそこの作成の基準があって、自治体の裁量があることは理解します。

ただし、公文書管理法の第34条に地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない、とあります。本市の文書は、内容が全くわからないことを特徴としています。

他の課題でもこんな作成をしているのか。市民から開示請求があったら都合が悪いので意図的にしたのか。これでいいのか。もう一度、都市ブランド創造局に尋ねます。お願いします。

■都市ブランド創造局長

行政文書についてのご質問をいただきました。行政文書というのは、やっぱり行政の正確性と確保でありますとか、責任の明確化等観点からも重要なものだと考えております。

我々都市ブランド創造局におきましても、全庁的な統一見解に則りまして、例えば決済、それから対外的なこう通知でありますとか、契約書とか、あるいは復面書、そういったものも含めまして、文書につきまして適切に作成をしているというところでございます。

個別の文章につきましては、具体的な内容などについて事業の性格に応じて様々でございますので、何をどのように記載するかっていうのは、文書の目的に応じて適切に判断をして文書を作成しているという状況でございます。

いずれにせも、全庁的な統一見解を踏まえまして、文書の作成については心がけながら作成を進めているというところでございます。以上です。

○藤沢議員

はい、ありがとうございます。大変今話題になっている問題でもありますし、忙しい中ですね、作り損ねたというようなこともあろうかと思えますけれども、文化庁との面談というのは、大変重要な会議として、こういう作り方でいいのかという疑問を非常に持ちました。

それで、さらにお尋ねしたいんですが、この文書は何年か保管しないといけませんね。廃棄基準もどうなるかわかりませんが、しばらく局で管理しているとすれば、人事異動で、担当者が変わった場合、内部では、これでは市の立場が全くわからない。先輩の仕事を学び、市行政の一助にするという職員の仕事に支障をきたすのではないかと思います。

そこで、都市ブランド創造局長にももう一度お尋ねしたいんですが、全庁的な統一見解には反していないのか、これは全庁を管理する担当者にも答弁いただきたいと思えます。以上。

■都市ブランド創造局長

先ほど答弁させていただきましたが、決裁文書でありますとか対外的な通知、あるいは覆面書でありますとか契約書、こういったものも含めまして、全庁的な統一の見解って、そういったものにつきましてはいつも見ながら進めておりますので、その点につきましては適切に作成を進めていると考えております。以上です。

■総務市民局長

全庁的な担当からも答弁ということでしたので、私の方からお答えいたします。

今言われてるのは議事録の関係だと思うんですが、文書管理規則においてはですね、会議、協議の記録についての規定はございませんが、平成27年に協議録の作成に関する通知を发出しております。

で、この通知ではですね、必ず協議録は作成しないとならないとはしてありませんが、作成する際はですね、発言をそのまま記録するのではなく、協議の要旨を簡潔明瞭に記載するものということとしております。

この通知は研修の資料としても使用しておりますし、各所属においてはこれを踏まえて適切に文書が作成されているものと考えております。以上です。

○藤沢議員

ありがとうございます。せっかく総務市民局長にもお答えいただいたので、市職員が実際に行政文書を作るにあたって全庁的な考え方を持っているところとして新たにお尋ねしたいんですが、市職員は次々変わっていきますね。

ですから、その部署に来た時に前の先輩がやったことをちゃんと検証できるようにしないといけない、市民だけじゃなくてですね。市の職員のこの行政文書の作成についての研修はどのようにしているのか、お尋ねします。

■総務市民局長

言われるようにですね、市の職員は異動で変わったりしますので、研修としましては文書管理事務というのは重要なものだと感じていますので、まず研修所が主催の研修としましては、新規採用職員の研修、それと新規採用3年次研修、それとあと新任係長研修で、研修所で文書管理の研修を行っています。それとは別に、毎年8月にですね、各課におきまして全職員対象にこの文書管理の研修を行うこととしております。以上です。

○藤沢議員

ありがとうございます。一般的な話として研修についてお尋ねしたんですけども、今回のこの初代門司駅遺構の問題が、やはり公文書のことについても大変関心を市民にも集めていると思います。開示請求を熱心に行っている方いらっしゃいますし。

で、私も今回、もうずっと公文書のあり方については問題意識も持ってきたんですけども、今回改めて細かく具体的などころが出てきたので、大変興味深くちょっと遅くなっておりますけれどもね。関心をもって、今回、第2質問もこれに集中させていただきます。

それで、都市ブランド創造局、今、文化財保護の担当としてですね、矢面に立たされておりますが、次に質問したいと思います。

文化庁からの提案やアドバイスについて。昨日、高橋議員も文書における欠落を問題にいたしました。特にこの文書の欠落、まだ今やってる最中なので、これから作ることもできるかと思うんですが、作成ですね。

今、都市ブランド創造局は市民文化スポーツ局から変わったばかりです。改編されたばかり。新たな都市ブランド創造局として、公文書をどのように作成していくのか、きちんとやっぱり今回の検証もしてですね、基準を作るべきではないかと思うんですが。文章がないよとか、わからないよっていうのは私はダメだと思いますが。

私がこの文章ではわからないというのは、創造都市ブランド創造局長は認めますか。それとも、反論していただくならどっちでもいいです。お願いします。

■都市ブランド創造局長

反論するわけではないんですけれども、いわゆる文章、我々、まず1つは、日々の協議の場合なんですけれども、いわゆるこの旧門司港案件に関しましては、もう本当に毎日毎日何度も協議をしております。

で、メンバー集まって会議を1日多い時にはもう3回も4回も5回もってということです。その都度情報というのは共有して、会議の中でまたどんどん更新されていくわけですね。そうした中で、情報共有を図りながら、日々やっているということです。それを1つ1つ、その都度、議事録を作っていることはしてないというのが現状でございます。

で、また今回、文化庁の方に、我々、この事務に関しましては、自治事務ということで、我々が主体となって一生懸命やるべきものでありますけれども、今回、文化庁さんが、状況報告というようなことを、お忙しい中、時間を割いていただいて、機会をいただいたということです。

で、今回の訪問につきましては、現状の報告、情報共有のためにご報告申し上げたということでございます。これは日頃、県さんともずっと色々意見交換させていただいておりますけれども、同様のものだという風に考えております。

当日は、我々のいわゆる説明、現状の説明をしっかりとさせていただいて、その終了後に色々参考として他都市の情報なんかもご紹介いただいたってところです。

現場には担当職員もおりまして、情報共有がしっかりできていたということです。そのあと、それらの模様を、先ほど順序的なものに照らして、1つの文書としてまとめて、資料を添付して残しているというのが現状でございます。以上です。

○藤沢議員

ありがとうございました。結局、何がなんだかわからないんですけれども。

じゃあ、今度のこの三者三様の文書の中で、北九州市が作った文書はね。中身がわからない、問題の所在、それから解決策、それぞれがどう言ったかっていうようなことの全くわからない、これについては認めますか。

■都市ブランド創造局長

先ほど全庁的な通知のお話が総務市民局の方からあったと思いますけれども、1つずつの会話っていうことではなくて、全体像を示した書面にしているつもりでございます。その全庁的な流れに沿って作った文書だと考えています。以上です。

○藤沢議員

はい、ありがとうございます。はい。質問をね、あんまり局長にばかり集中してもね、お気の毒だになっていう気もしますのでね、変えたいという風にも思うんですけれども、今回のこの公文書作成についてね、やはり非常に問題提起をしているものと私自身受け止めてますので、今後、この公文書の在り方についてしっかりとですね、それぞれのところで、局あるいはその課などのセクションにおいてね、検討もしていただきたいと要望しておきたいと思います。

[意思決定過程のプロセスについて]

それで、次の質問に行きたいと思います。市長にお尋ねしたいんですが、昨日の市長の答弁の中で、この公共複合施設についてどう対処していくかというふうなことの答弁の中にありました。

副市長を含め組織全体で情報を共有するとともに、論議を重ねて、慎重かつ丁寧に検討してまいりましたと答弁しているんですが、この意思決定過程ですね、プロセスが市民に説明できるように、また何年か後で検証できるように議事録など記録を作成していますか。どうでしょうか。

■都市ブランド創造局長

今回の5つの方策っていう形で意思決定ささせていただいたところでございますけども、その記録というところについてでございます。

で、この5つの方策については、市長、副市長、関係局でその内容を逐次確認させていただいております、で、その結果につきましては、方針ということで、方針決済という形で記録に残させていただいてるところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

はい。方針の決定に至るまでのプロセスを、説明責任、それから透明性を持って市民が開示請求したら分かるようにするのがその公文書だと思うんですが、決まったことをね、こうやって決まりましたっていうだけじゃ不十分なんじゃないでしょうか。どうぞ、局長、お答えください。

■都市戦略局長

今回の議論ですけども、先ほど都市ブランド創造局長の方からも説明ありましたように、で、今回の案件については、市長、副市長、それから関係局が密に情報を共有しながら議論を進めてきたというところでございますので、その議事録っていうのが情報共有するために必要なものということも考えられますので、そこは今回、情報共有しながら1歩1歩議論を重ね、何回も議論重ねて進めた結果でございます、で、ただ、その結果についてはしっかり記録として残す必要があるということで、今回、方針という形で方針掲載を残しているところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

はい。だから、議事録の中で、誰がどんな発言をしたかっていうプロセスをきちんと表示しないとイケないんじゃないでしょうか。

文化庁の文書では、市がこういった、それから文化庁としてはこういう提案をしたっていうことが具体的に、短いながらも具体的に書かれていますよ。

そういうことがわからないでね、情報共有したってなんですかって言いたいです。これは、今まだ真っ最中のことなだから、今不十分だというふうに指摘しておきたいと思います。

これからでもきちんとね。そのメモや記録はあるかと思うんですよ。今、簡単に録音もできますから、そういうのも持たれてると思います。

そういうのを整理してこれからでも作成すべきと考えますが、それは都市ブランドでも都市戦略、それから総務市民局長でもいいです、どなたでもいいです、お答えいただきたい。

■都市ブランド創造局長

私どもの、なんていうか、先ほどご説明したと繰り返しになるんですけども、日々色々協議をやるわけです。

で、朝情報共有したことも、また新しい情報が夕方なれば、そこでまた協議になると。そういうことを1日に何度も繰り返していくわけですよ。

で、その会議をまた1番最初に戻って、またそれを起こしてっていうような作業っていうのを、それで1つ1つその都度やるということは、我々はやってないし、今後もなかなかできないという風に思っています。以上です。

○藤沢議員

はい。毎日毎日の会議をね、それを本当に整理するのは大変だと思います。だから、抜けるところもあろうかと思えますけれども、まだこれは、なんですかね、経過、物事が解決していない段階のものとして、例えば市民がね、開示請求してもね、これは条例に基づいてね、開示できないという風な黒塗りで出てきますよ。

だから、そういうこともありますので、一定の期間が必要だということは十分にわかります。だから、ちゃんと一定の期間を置いてね、今回のことを、特に問題になってるわけだから、どうしていくのかっていう、そういうね、意思表示っていうか、決意表明も伺いたいと思います。

教育委員会に戻すつもりがないんだから、市長部局、どこでもいいです、答えてください。

■都市ブランド創造局長

文章全体のことになるかなと、今のご発言はですね。したがって、僕からその全体図っていうのはなかなか難しいんですけども、我々の局だけを考えると、先ほどの状況ですので、この状況の中での取り組みにてできる限りのことはしたいと思います。

ただ、議事録ちゅうのはなかなか今のところは難しいという風に考えております。以上です。

○藤沢議員

はい。この案件はまだ途中だから開示できないって言ってね。どんどんね、開示、黒塗りで出てきますけれども、私も一市民としてこれから開示請求したいと思います。ありがとうございました。